

## 千葉県乳児一般健康診査等実施要綱

(目的)

第1条 母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定により乳児健康診査を実施し、もって乳児の健康管理の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 市内に居住する乳児とする。

(健康診査の種類及び回数)

第3条 健康診査の種類及び回数は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 健康診査の種類は、一般健康診査及び精密健康診査とする。

(2) 健康診査の回数は、一般健康診査については1人につき2回とし、精密健康診査については1人につき1回とする。

(健康診査の実施機関)

第4条 一般健康診査の実施機関は、両市立病院及び市と委託契約をした医療機関等とする。

2 精密健康診査の実施医療機関は、各診療科別に専門医師の属する別に定める医療機関とする。

(健康診査の内容)

第5条 一般健康診査の内容は、次のとおりとする。ただし、(3)及び(4)については、医師が必要ないと認めた場合は、省略することができる。

(1) 問診

(2) 診察

(3) 尿化学検査(試験紙等による半定量検査)

(4) 血液検査

2 精密健康診査の内容は、一般健康診査の結果、疾病並びに心身の発達に異常のある乳児に対して、その必要に応じて行う前項に掲げる以外の検査とする。

(受診票の交付)

第6条 一般健康診査受診票の交付については、次の各号に掲げるものとする。

(1) 一般健康診査受診票の交付

ア 受診票(様式第1-(1)及び様式第1-(2)号)は3部複写とし、1部は請求用、1部は医療機関控用、1部は母子健康手帳貼付用とする。

イ 受診票は、保健福祉センターにおいて、妊娠届出受理の際に交付するものとする。転入、その他これにより難しい場合にあつては理由書(書式自由)を添付し、保健福祉センターにおいて、第3条(2)の範囲内で必要分を交付するものとする。なお、母子健康手帳別冊の交付については別に定める。

ウ 市長は、受診票の交付状況を明らかにするため、妊婦・乳児一般健康診査受診票交付台帳(様式第6-(1)、(2)号)を整備するものとする。

ただし、様式第6-(1)号は、母子健康手帳交付台帳をもって代えることができる

ものとする。

(2) 精密健康診査受診票の交付

ア 一般健康診査により、精密健康診査を要すると認められた者の保護者は、乳児精密健康診査受診申請書（様式第7号）に乳児精密健康診査意見書（様式第8号）を添えて市長に申請するものとする。

イ 市長は、申請書を受理し、受診することが適当と認めたときは、乳児精密健康診査受診票（様式第2号）を1回分直接申請者に交付するものとする。

ウ 市長は、乳児精密健康診査受診票の交付状況を明らかにしておくため、受診票交付台帳（様式第9号）を整備しておくものとする。

（受診の時期）

第7条 一般健康診査の受診の時期は、原則、乳児の発育・発達の節目である3～4か月、6～7か月、9～10か月のうち2回とする。ただし、乳児の状況に応じ2か月から1歳未満の間に受診することもできるものとする。

（費用の請求等）

第8条 乳児一般健康診査及び乳児精密健康診査を行った場合の費用の請求等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 乳児一般健康診査

ア 医療機関が健康診査を行った場合、これに要した費用（以下「診査料」という。）の請求は、妊婦・乳児一般健康診査料請求書等送付書（様式第3号）に受診票の請求用を添え、市長が審査支払に係る事務を委託した機関（以下「委託契約機関」という。）に行うものとする。

イ 委託契約機関は、内容を審査し、妊婦・乳児一般健康診査料並びに同手数料請求書（様式第4号）及び妊婦・乳児一般健康診査料等請求内訳表（様式第5号）を添付し市長に請求するものとする。

ウ 委託契約機関は、市長から診査料の払込みがあったときは、妊婦・乳児一般健康診査料等請求内訳表に基づき、指定金融機関に支払うものとする。

エ 一般健康診査の額については別に定める。

オ 一般健康診査料の審査及び支払いに対する事務の委託については別に定める。

カ 一般健康診査の際に、保健指導を併せて行った場合は、保健指導料についての請求は出来ないものとする。

(2) 乳児精密健康診査

ア 医療機関が乳児精密健康診査を行った場合、これに要した費用の請求は、市長に乳児精密健康診査料請求書（様式第10号）に受診票の請求用を添付して翌月10日までに請求するものとする。

イ 乳児精密健康診査が療養の給付として行われた場合、医療機関が市長に対して請求できる額は健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年6月厚生省告示第177号）により算定した額から保険者が負担すべき額を控除した額とする。

ウ 乳児精密健康診査が保険医療機関又は療養取扱機関以外のものによって行われた場合、その他療養の給付としてではなく行われた場合において、医療機関が市長に請求できる額は、健康保険の診療報酬の例により算定した額とする。

エ 市長は、医療機関から請求があったときは、内容を審査し、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

(事後指導)

第9条 乳児精密健康診査の結果に基づき、必要に応じ市長は当該医療機関と連絡を密にして事後指導が円滑に行われるよう配慮するものとする。

2 乳児精密健康診査を行った医療機関は受診票(指導用)に記入し、診査料の請求とともに市長に送付するものとする。

3 医療を要する者については、医療が円滑に行われるよう各種医療給付制度の活用等について指導し、必要に応じて訪問指導を行うものとする。

(母子健康手帳の活用)

第10条 健康診査を受けようとする場合には、受診票と共に母子健康手帳を医療機関に提出させることとし、当該医療機関は母子健康手帳の記載事項を参考にして、健康診査を実施するものとし、また、その結果について母子健康手帳に受診票の一部を貼付し、母子健康管理の一層の向上を図るものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行するものとする。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により利用されている書類は、改正後の様式によるものとしてみなす。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行するものとする。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により利用されている書類は、改正後の様式によるものとしてみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行するものとする。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により利用されている書類は、改正後の様式によるものとしてみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。  
(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)
- 2 千葉県4か月児健康診査事業実施要綱の規定による健康診査対象乳児のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中止となった令和2年4月9日から令和2年6月12日までの健康診査対象乳児については、第3条2号及び第7条中、「2回」とあるのを「3回」と読みかえるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。  
(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)
- 2 千葉県4か月児健康診査事業実施要綱の規定による健康診査対象乳児のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中止となった令和3年8月18日から令和3年9月30日までの健康診査対象乳児については、第3条2号及び第7条中、「2回」とあるのを「3回」と読みかえるものとする。